

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

新築された日から10年以上を経過した住宅は、
一定要件のバリアフリー改修工事を行われた翌年度
の固定資産税を1年間に限り1/3減額いたします
(100㎡分までを限度)

新築された日から10年以上を経過した家屋で、次のいずれかの人が居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く)について、次の一定要件に該当する改修工事が行われた住宅について減額されます。

■一定要件

- ・改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下
- ・次の改修工事で、国又は地方公共団体から交付される補助金等を除く自己負担が50万円以上
 - ①廊下の拡幅
 - ②階段の勾配の緩和
 - ③浴室の改良
 - ④便所の改良
 - ⑤手すりの取付け
 - ⑥床の段差の解消
 - ⑦引き戸への取替え
 - ⑧床表面の滑り止め化
- ・居住している人
 - ①65歳以上の者
 - ②要介護認定又は要支援認定を受けている者
 - ③障害者

■減額される範囲と税額

バリアフリー改修工事された家屋のうち、100㎡までの固定資産税が1/3減額されます。

■減額される期間

バリアフリー改修工事の実施時期	減額期間
令和4年3月31日まで	1年間

■申請書類

申告書は、バリアフリー改修工事完了後3箇月以内に市役所へ次の書類を添付して申告して下さい。

添付書類

- ◇改修工事の領収書の写し
- ◇改修工事箇所の図面及び写真(改修前と後がわかるもの)
- ◇改修工事明細書の写し(工事内容がわかるもの)
- ◇補助金等交付決定書(明細書)の写し
- ◇居住者の要件を確認できる書類(介護保険の被保険者証の写し、身体障害者手帳の写し等)

【注】バリアフリー改修と省エネ改修を同時に行った場合は、それぞれ減額します。

新築住宅や耐震改修に伴う減額措置とは同時に適用されません。

また、この減額措置の適用は1戸あたり1回限りです。